# 中国における新漁業秩序の形成と漁業管理 - 東シナ海・黄海を中心として -

# 片岡千賀之

The Formation of New Fisheries Regime and Fisheries Management Policy in China - Focused on the East China Sea and the Yellow Sea -

#### Chikashi Катаока

China concluded the fisheries agreements with Japan and with Korea in the late of 1990s. These agreements and diminishing resource caused by the over-fishing expeled the China from a rapid fisheries development, while the government has strived to keep the past record as the most powerful fisheries country at the fisheries negotiation.

For fisheries management policy, the government adopted a summer fish preservation period and a reduction program of fishing vessels. A three months non-fishing period without any compensation characterized in socialism gave much productive result with less fishing cost, but had a continuous effect in the rest of the year. The vessel reduction program faces with a difficulty of a lack of budget for compensation. A suitable level of fishing effort in her exclusive economic zone is no prospect.

Key Words: 新漁業秩序 new fisheries regime, 中国の漁業発展 Chinese fisheries development, 中国の漁業管理 Chinese fisheries management policy

# はじめに

中国の漁業は1970年代末の改革開放政策以降,急激な膨張を続けてきた。とくに生産請負制の採用,水産物流通の自由化を契機として漁業生産が飛躍的に高まったが,1990年代後半から漁業政策が大きく転換している。すなわち,国連海洋法条約の批准(1996年),排他的経済水域および大陸棚法の制定(1998年)とともに日本,韓国などと漁業協定を結び,漁場・漁業が縮小に向かっている。また,資源の悪化に対して夏季休漁制度の実施(1995年),漁獲量ゼロ成長宣言(1999年)に基づく漁業管理の強化,減船計画に踏み出している。これら一連の政策目標は漁業法の改正(2000年)に集約されている。急増していた海面漁獲量も1999年から頭打ち,ないしは漸減し始め,漁業生産力の増強から新海洋秩序に基づく持続的な漁業体制へと移行しつつある。

本論は、中国海面漁業(以下、海面漁業に限定する)のうち、日本や韓国と漁場が競合する東シナ海・黄海に焦点をあてながら、漁業や資源利用および漁業経営の動向をふまえて、1990年代後半に始まる漁業政策の転換について考察する。漁業政策の転換は同時期に日本や韓国でも行われ、したがって東北アジアの漁業秩序が大きく転換しつつある。しかし、3カ国の200カイリ体制は過渡的、変則的であり、しかも各国の自国水域における漁業管理対応はそれぞれ異なっている。なかでも中国は漁業勢力が大きいだけに、中国の対応は国内

のみならず、周辺諸国に大きな影響を及ぼす。

中国の漁業実態は漁業統計が不備なため不明なことが多く、「社会主義的市場経済」という相矛盾する国家制度のなかで、漁業政策が現実の漁業とのかかわりでどのような意味と影響をもつのか、漁業政策に果たして一貫性があるのか、非常にわかりづらい。本論では、主に中国側の文献や資料、あるいは実地見聞をもとに、漁業の構造や動向とからめて、漁業政策の転換を体系的にとらえることを目的としている」。

以下,中国海面漁業の発展と漁業問題,漁業政策の転換と 漁業法改正,夏季休漁制度,漁業協定の締結とその影響,減 船計画について考察し,最後に東北アジアの漁業秩序の再編 成に向けた課題を提示する。

本論は、科学研究費基盤研究(B)(1)「新漁業秩序の形成 と漁業管理に関する研究」(代表者は筆者、2001~2004年度) による成果の一部である。

# 1. 中国海面漁業の発展と漁業問題

# 1) 海面漁業の発展

中国の海面漁業は1970年代末の改革開放政策によって急速な発展をみた。とりわけ1980年代末からの増長が著しく、それ以前の10年間の漁獲量が300万トンから400万トンへの増加であったのに対し、その後の10年間は500万トンから1,500万トンへと飛躍的に伸びた。ところが、1998年の1,500万トン

をピ - クに漁獲量は停滞,または漸減へと変わっている。こうした漁獲動向は漁業政策の転換,とくに1999年の海面漁獲量「ゼロ成長」宣言,その後の「マイナス成長」宣言にピッタリ符合していてかえって漁業統計の信憑性に疑問を抱かせるが,増勢に突然ブレーキがかかったことは事実とみられる<sup>2</sup>)。

海面漁業の中心である東シナ海・黄海の漁獲量動向も同様で、1980年代末からの10年間で東シナ海区は216万トンから618万トンに、黄渤海区(黄海と渤海)は152万トンから526万トンにそれぞれ約3倍となったが、1999年からは停滞している。

漁獲量が急増した理由は、下記の2点である。

動力漁船の増加と漁船の大型化・高馬力化。海面動力漁船は、1989~98年の10年間で、黄渤海区 (同海域に面している遼寧省、河北省、山東省、天津市の合計) は62千隻から88千隻へ (21%増)、馬力数は150万KW (1馬力は0.735KW)から247万KWへ (64%増)、東シナ海区 (江蘇省、浙江省、福建省、上海市の合計) は103千隻から116千隻へ (12%増)、305万KWから613万KWへ (101%増) 増加している。

動力漁船の増加と漁船の大型化・高馬力化によって漁場は外延的に拡大した。漁場の拡大は、遠洋漁業の発達につながったが、東シナ海・黄海では日本や韓国近海での操業が増えたことを意味する。東シナ海区で漁業が最も発達している浙江省では漁獲量の6割以上が「外海」(主に東シナ海を沿岸、近海、外海に区分することが多い。近海と外海は中日漁業協定で設定した600馬力規制線を境とし、沿岸と近海は機船底曳網禁止線を境とする。ただし、沿岸と近海は一括されることが多い)で漁獲されるようになった。漁場の拡大で周辺諸国との漁業トラブルが多発し、それが漁業協定の締結、あるいは改訂の要因になった。

黄渤海区は漁場が狭いので、漁船規模も比較的小さく、「沿近海」が大部分 (82%) を占めている。1隻あたりの平均トン数および馬力数 (1998年) は、黄渤海区は15トン、28 KW、東シナ海区は26トン、53KWで、東シナ海区の方が漁船規模が大きい。

## 2) 漁業問題

資源利用,漁業方法からして漁業は不均衡な発展をたどった。政策的には資源が過剰に利用されている「近海」,底層魚から開発余力がある「外海」,中上層魚へと漁業を誘導したが,計画通りには進まなかった。また,漁業経営は最近,漁業収入の低迷と漁業支出の増加などで悪化している。

# (1) 資源利用の不均衡<sup>3)</sup>

「近海」および底層魚は過剰利用で、とりわけ伝統的経済 魚種 (タチウオ、フウセイ、キグチ、マナガツオなど伝統的 に漁獲される高価格魚) の漁獲量は増えたが、全漁獲量に占 める割合は低下し、多くは小型化、低年齢化 (幼魚比率の増 大) した。それに代わって栄養段階の低い魚種 (カタクチイ ワシ、ツマリエツ、カンダリなど小型で低価格魚)、中上層 魚 (サバ、カタクチイワシ、頭足類) や外海性のエビ<sup>4)</sup> の増 え方が著しい。 過大な漁獲圧力によって「近海」のCPUE (単位漁獲努力量あたりの漁獲量)が低下したし、「外海」についても開発が進み、潜在力は小さくなった。黄渤海区のCPUEは直線的に下降し、1972年は2.1トン/馬力であったが、1982年は 0.8トン、1990年以降は0.5トン以下となった。黄渤海区の遼寧省の1970年代の海面動力漁船は4,200隻、17.4万KW、KWあたり漁獲量は1.79トンであったが、1990年代には2.7万隻、84.7万KW、0.80トンになった。漁獲努力量の急増にともない生産性の大幅低下が進行した。

#### (2) 漁業構成の不均衡5)

1990年代の東シナ海における漁業種類別漁獲割合は,曳網(底曳網が主) 39%,定置網 (張網が主) 27%,まき網9%,流し網と釣り8%,その他 (エビ曳網など) 18%で,底層魚資源の破壊がひどい底曳網,張網 $^{61}$ が増加し,中上層魚を対象とするまき網,流し網,釣りの割合はかえって縮小した。魚種構成でいうと,経済底層魚約25%,エビ・カニと頭足類 $20\sim25$ %,中上層魚 $10\sim15$ %,小型魚・エビ約40%である。

このうち曳網は2艘曳きが主力で、「近海」、「外海」で操業し、底層の伝統的経済魚種を対象とする。漁獲効率は高く、資源に与える打撃も大きい。1990年代に急速に発展した1艘曳きは、中層曳きで頭足類、中上層魚を対象とすることもできるが、頭足類は資源が限られ、中上層魚は価格が安いため、大多数は底曳きをしている。

張網とエビ曳網は1980年代半ばから急速に発展した。両漁 業に共通した背景は、伝統的経済魚種が減少し、捕食者が少 なくなって小型の魚類やエビが増加したこと (経済魚種やエ ビを主対象としていることは同じ), 給餌養殖が発達して餌 料需要が増大したこと、漁業規模が小さく、漁獲効率が高い ことが生産請負制や株式制の導入によって集団経営 (人民公 社方式)が経営組織が小さい共同経営や個人経営に転換する にあたってマッチしたことである。ちなみに、漁業生産の根 幹をなしていた国営漁業は解体し、ほとんどが小規模な「大 衆漁業」(民営漁業) に転換した。浙江省・舟山市の例では、 漁業固定資産額は1984~98年の間に12.7倍となったが、経営 主体別の所有割合は、村レベルの集団経営が96%から9%に 激減し、かわって共同経営が5%から85%に、個人経営が1 %から6%に増加している7)。経営規模に見合った漁法とし て普及したのである。この他、エビ曳網は夏季休漁の対象外 であること、張網は漁具の改良やシラスウナギの採捕などが その発展を支えた。

まき網は上中層魚を対象とする漁法であるが、漁獲効率は高いものの、投資額が高く、労働強度も強く、また魚価が安いため、かえって縮小した。流し網や釣りは、曳網、張網、エビ曳網が急激に発達して圧迫されると、「外海」に進出したり、対象魚種を変えて存続を図っている。

# (3) 漁業経営の悪化8)

最近,漁業経営も悪化してきた。漁業協定の発効によって 漁場が縮小する以前であってもCPUEの低下,魚種構成の悪 化,魚体の小型化が進行しており,またアジアを襲った通貨 危機 (1997~98年の輸出の停滞)で魚価が低下して,漁業収 入が減少する事例が増えた。浙江省の水産物卸売価格は1997 年を100とすると、1998年は90、1999年は85に低下した。江蘇省呂泗漁区の漁船1隻あたり漁獲高は、1980~90年代は80万元平均で、好漁年には100万元を超える漁船も珍しくなかったが、2001年の調査事例では、流し網は70万元、張網は60万元に低下し、啓東市では全体の3分1が黒字、3分1が収支トントン、3分1が赤字となった。

一方,生産コストの中心である重油価格が高騰したし,過 重な漁業税が課されて,経営を圧迫した。舟山市の重油価格 は1997年は1,690元/トンであったのに,1998年は2,082元, 1999年は2,455元に高騰し,2000年には3,000元を超えた。燃 油価格が高騰したために出漁を見合わせたり,漁民が集団で 政府に直訴する事件が相次いだ。

漁民に対する課税は、とくに1994年の「分税制」(国税と地方税を再編し、地方税の割合が低下したので、地方政府は地方税を増徴した)以来、過重となった。浙江省では、漁業税 (農林特産税、漁業税、教育付加費)、漁政・漁業監督・船検査費、漁区 (漁業地区)の管理・共益費など税費種目は30種類にも及んでいる。地区によって税負担が異なり、温苓市では鋼船 (8人乗り) 1隻あたり25,736元、漁民1人あたり3,217元 (収入の22%)、岱山県では250馬力エビ曳網 (9人乗り) 1隻あたり31,645元、漁民1人あたり3,516元である。

江蘇省・南通市の270馬力漁船は7.0~9.5万元,120馬力漁船は3.5~5.0万元の税負担で漁獲高の15~20%を占め,漁民1人あたりの負担は6~8千元で収入の35~40%を占める。東シナ海区の270馬力底曳漁船1隻あたりの平均税負担は漁獲高の16%,漁民負担は4千元で収入の23%を占めていて,漁業経営を大きく圧迫している。地方税の増税が問題となり,2002年から「税費改革」(中央財政からの移転増加で地方税を軽減する)が全国的に取り組まれるようになった。

漁民1人あたりの収入 (2000年。海面漁業だけではなく,海面養殖業や内水面養殖業を含む。また,漁業以外の収入を含む)を漁業人口の多い省でみると,福建省6,651元 (前年比-27%),浙江省12,463元 (-2%),江蘇省5,262元 (-4%),遼寧省7,949元 (+1%)で,マイナスの省が目立っている。漁業の高度成長は,漁業経営,漁民収入の面からも限界につきあたった。

#### 2. 漁業政策の転換

# 1) 漁業政策の転換9)

漁業法は1986年に初めて制定された。その内容は、改革開放政策の水産版ともいうべきもので、水産物流通の自由化、 生産請負制の導入などによって漁業・養殖業・水産加工業の 生産力を高めることを基本としている。

漁業法に基づいて、農業部は1989年に「漁業許可管理措置 法」を発布し<sup>10)</sup>、漁業許可証の審査、発給を通して「近海」 漁業の抑制を、第8次5カ年計画 (「八五期」、1990~95年) に盛り込んだ。すなわち、「近海」漁業 (600馬力未満の大衆 漁業の漁船) は国が定めた漁船馬力抑制指標を限度として省 が許可する。「外海」漁業と「近海」漁業のうち600馬力以上 の曳網とまき網、および国営漁業の動力漁船は国が審査し、 許可証を発給するとした。「近海」漁業のなかでも「大衆漁 業」の漁獲能力を抑制し、「外海」への展開を誘導した。

この段階では、国営漁業が優遇されているが、次第に「大 衆漁業」が急成長して「近海」、「外海」を席巻するようにな り、国営漁業は縮小するか、遠洋漁業に活路を見いだしてい く

1990年代後半になると、漁獲能力の削減が打ち出される。 東シナ海区における「九五期」(1996~2000年)の目標は、 「近海」漁業を削減し、その一部を「外海」・遠洋漁業に、 「沿岸」漁業を縮小して海面養殖業の発展に振り向けるとし、 具体的には以下のように設定している。

総漁獲量の抑制。資源が減少しているので、総漁獲量を「八五期」末の465万トンに抑える。 漁業構造の調整。曳網の漁獲量割合を39%から30~35%に、定置網を27%から25%以下に抑え、流し網は7%を維持し、まき網と釣りは9%から15~20%に高める。 魚種構成の調整。「近海」と「外海」の割合を6:4から5:5に、底層魚と中上層魚の割合を5.5:4.5から5:5に、漁獲と増養殖の割合を8:2から7:3に改善する。 夏季休漁などの強化。夏季休漁制度は1995年から本格実施された。 漁船数と馬力数の抑制。漁船数と総馬力数を「八五期」末の水準に維持する。「近海」漁船の建造、更新の審査を国に移管する。

この段階では、「近海」の過剰漁獲能力を抑制・分散し、同時にいびつな漁業構造の改編を目標としている。200カイリ規制は表面化していない。

5 カ年計画の目標と実績が大きくズレたのは前述した通りで、その理由は法体系が未整備で、法の執行力も弱かったからであるが、そもそも「社会主義的市場経済」という計画(中央統制)と市場原理との矛盾が根底にある。経営形態は生産請負制や株式制の導入と水産物流通の自由化で「大衆漁業」が乱立し、規制の網目をくぐり抜け、あるいは政策目標とは無関係に高収入を目指して漁業への参入、漁業投資の拡大を行った結果が過剰漁獲圧であり、いびつな漁業構造であった。中央政府に対する地方政府の面従腹背(数値合わせと無統制または地域エゴ)も相まって、資源の保護や合理的利用、漁獲強度の規制、漁業秩序の維持という政策目標が内部から崩されていった。

1999年に農業部は海面漁獲量の「ゼロ成長」を打ち出した。 日本や韓国などとの漁業協定の締結,または改訂が進み,管 轄水域内での過剰な漁獲圧の削減,資源保護が急務になった ことを受けている。その内容は,漁獲能力を「九五期」の抑制 目標以内に抑えるために,漁船の廃棄制度を作り,また漁船の 建造・改造の停止,漁獲量の水増し報告の禁止,水産物の量 (増産)から質への転換,夏季休漁制度の強化などである。

2000年の海面漁業の政策課題をみると、 漁業許可制度を 改善して、漁業管理を強め、漁獲強度の増長を抑制する、 夏季休漁制度の改善と継続、 200カイリ経済水域の漁業管理、 漁業の安全管理、 全国漁船調査の実施 (2000年)、

海洋環境保護法の施行 (2000年4月) となった<sup>11)</sup>。200カイリ体制への移行に伴う漁業の再編成,漁業管理の政策課題

が具体化されている。

## 2) 漁業法改正12)

2000年10月に漁業法が改正された。国連海洋法条約を批准 し、200カイリ体制をとり、隣国と漁業協定を締結、あるい は改訂するという情勢下で、遠洋漁業や養殖業の発展を図る とともに、漁業管理体制の整備と強化を目的としている。海 面漁業の管理については以下の4点が追加、ないし修正され た。

漁業許可証制度の強化。漁船の増加を抑制する主な措置として漁業許可証制度を全面的に実施し、許可証の発給を厳格にする。大型の曳網、まき網の漁業許可証は中国が結んだ漁業協定で確定した水域、または公海で操業する場合は国が発行し、それ以外は地方政府が発行する。発給にあたっては国が定めた漁具抑制指標、漁獲限度量指標を超えてはならない。漁業許可証の発行は、当該漁船が漁船検査証、漁船登録証を有し、国が定めたその他の条件を満たしていることを条件としている。従来は、「近海」漁業の総馬力制限だけであったが、「外海」、遠洋漁業を含めて、漁具制限、漁獲量規制が盛り込まれた。

漁船を建造、改造、購入、輸入した場合は漁船検査に合格してから進水できるとして、「野外造船」(無許可の造船)、「三無」漁船(漁業許可証、漁船登録証、漁船検査証の3証がない漁船)の淘汰を謳った。

漁獲量は資源の増加を上回らないという原則に基づいて TAC (漁獲可能量) 制度を導入する。国連海洋法条約の規定に従って、海区別に資源状況が比較的ハッキリしている魚種、例えば渤黄海のカタクチイワシ、東シナ海のタチウオで試験的に導入し、漁業統計、操業記録制度を確立して全面的に実施する。

TACは資源の調査と評価に基づいて決定し、公平と公正の原則により割り当て、配分方法とその結果を公表するとした。TAC制度の導入は漁業法改正の柱の1つであるが、まだ実施されていない<sup>13</sup>。

漁業資源の保護繁殖。有害漁法の禁止,禁止漁法,禁漁 区,禁漁期,網目規制,漁獲物中の幼魚割合の制限,などに ついて若干の修正が行われた。

この他,漁業管理と関連して関連法規の整備,法執行力と 取締りの強化,海洋環境の保全,罰則の強化が盛り込まれて いる。

改正漁業法は指導理念的、総論的であって、適正漁獲水準、 過剰漁船の減船、漁業許可証の発給基準と地域配分、「三無」 漁船の淘汰の手順や補償といった具体性に乏しい。TAC制 度にしても実施にあたっての課題が多い。

# 3. 夏季休漁の実施

# 1) 夏季休漁の経過14)

資源保護のため、従来から休漁区や保護区を設定、拡大してきたが<sup>15)</sup>、1980年代になると東シナ海、黄海で動力底曳網の一斉休漁を実施した。ただ、国営漁業、続いて「大衆漁業」

の大型底曳網を対象から外したので、その効果は限定的であった。当初は国営漁業や「外海」漁業は適用除外で優遇されて いた。

1990年前後に漁業者数,漁船数が大幅に増加し,経済魚種の漁獲量とCPUEが低下したことで,1995年から本格的な夏季休漁が実施された。東シナ海・黄海 (北緯27~35度) では7~8月の2ヶ月間,底曳網と張網を休漁,北緯35度以北の黄渤海は2ヶ月間,底曳網を休漁とした。

1998年に夏季休漁が強化され、北緯26~35度は6月16日~9月15日の3ヶ月に延長(対象はエビ曳網を除く底曳網と張網)、黄渤海は張網を追加、北緯26度以南の東シナ海も2ヶ月休漁とした。

漁獲量「ゼロ成長」を掲げた1999年には北緯35度以北の休漁期間を2ヶ月半に延長し、また、南シナ海にも2ヶ月の休漁を実施して、全海域に夏季休漁制度を適用した(香港、マカオも対象とした)。2000年と2001年には南シナ海の休漁を強化した。

夏季休漁に参加した漁船数は,1995年は72千隻であったが,1998年は94千隻,2001年は118千隻となった。対象漁業や対象海域の拡大によって休漁に参加した漁船が増加した。

夏季休漁は、その期間が長く、休漁補償もない点で、中国 特有の資源管理政策といえる。このような政策をとることが できるのは、政府の資源に対する管轄権が強いこと、逆にい うと漁業者の漁業権益の弱いことによる。

夏季休漁中は、漁船は港に係留する、漁具は倉庫に格納する、漁民は上陸することになっており、違反を容易に監視することができる、夏季休漁は資源保護効果があり、漁民によって支持されているため、遵守率は高い。対象漁業は、東シナ海・黄海では経済魚種を対象とし、資源への打撃が大きい底曳網と張網の2種類で、中上層魚を対象とする漁業、エビ曳網、沿岸漁業は対象外である。

夏季休漁の実施において,漁獲能力そのものが向上している,休漁の対象となった漁業と対象外の漁業,海域による休漁措置の違いといった矛盾を孕んでいる。

#### 2) 夏季休漁の効果と課題16)

#### (1) 夏季休漁の効果

夏季休漁の効果として4点が指摘されている。

漁獲量の増加とCPUEの上昇。夏季休漁で漁期が短縮したにもかかわらず総漁獲量、経済魚種の漁獲量は上昇した。夏季休漁前の5年間 (1990~94年) と後の7年間 (1995~2001年) の平均を比べると、東シナ海区の漁獲量は296万トンから567万トンへ1.92倍となった。主要経済魚種にしても同様である。漁獲量が増加したのは、漁獲能力が増強した、海洋環境が順調であった、漁業統計の誤差といった要因もあるが、主因は夏季休漁の実施であると考えられている。東シナ海区の動力漁船のCPUEは0.78トン/KW から0.95トンへと上昇した。浙江省寧波市象山県の2艘曳き (底曳網) は1990年の21統が1995年から700統を超えるという激増ぶりであったが、1996年をピークに漸減し始めた。統数の著しい増加にもかかわらず、1 統あたり平均漁獲高は1990~94年は

 $280 \sim 350$  トン, $90 \sim 110$ 万元であったが, $1995 \sim 98$ 年は330トン, $140 \sim 150$ 万元となり,漁獲量の安定と経済魚種の割合が高まって漁獲金額が上昇した。漁民 1 人あたり収入は,生産コストが大幅に低下したことで 1 万元前後から 2 万元台へと倍増した。

資源状況の好転。東シナ海区では4~8月は主要経済魚種の産卵繁殖期,6~9月は幼魚生育期である。6~9月における総漁獲量に占める幼魚の割合は、夏季休漁の実施以前と比べて大幅に上昇した。浙江省舟山市普陀区のある張網では、1日1網あたり漁獲量は1990~94年の35kgが1995~2000年は40kgとなり、経済6魚種の割合は27%から47%に上昇している。

生産コストの低下。生産期間が短縮して生産コストは15%以上低下し、浙江省全体では漁業用燃油が30万トン余、10億元節減された。漁獲高の増加、魚種構成の改善、生産コストの低下で漁業収入が大幅に増え、夏季休漁は漁民に支持されている。

夏季休漁によって部分的ながらも漁業再編が進んだ。底 曳網の一部がまき網や流し網,釣りに転換して上中層魚や沖 合小型魚種を対象とするようになった。また,夏季休漁中, 漁船はドックで修理され,漁民は研修や漁業技術交流を行な うことで資質が高まった。

# (2) 夏季休漁の課題

夏季休漁制の課題として2点をあげておく。

漁獲強度が強く、資源の破壊が止まらない。東シナ海区での漁獲能力は急増し、1980年代は206万KWであったのが、1990年代初めには373万KWとなり、1999年には633万KWに達した。休漁明けになるとその強大な漁獲能力のために資源の減少に歯止めがかからない。江蘇省南通市の張網の事例では、休漁明けの漁獲高は高いが、翌年の1月には漁獲高、経済効率が低下して出漁を停止する漁船もある。休漁直前の5~6月は赤字になったりする<sup>17</sup>)。

東シナ海区のタチウオは、低年齢化、小型化が進み、性 成熟が早まっている。また、地球温暖化の影響もあって、休 漁期前後の経済魚種の幼魚割合は依然として高い。

つまり、夏季休漁の効果は当年だけで、資源構造を根本から改善するに至っていないので漁獲能力の削減、休漁期間の延長、対象漁業の拡大が必要と考えられている。後2者は、幼魚の発生期間が長くなっているので休漁期間を1ヶ月延長する、「沿岸」の定置網、エビ曳網も休漁対象とすることが検討されている。とくにエビ曳網は底曳網からの転換が多く、多い時で8,000隻にもなり、エビ資源の減少や不安定化をもたらしている(エビ曳網は2003年はとりあえず1ヶ月休漁となった)。

# 4. 漁業協定の締結とその影響

# 1) 200カイリ体制への移行18)

中国は1996年に国連海洋法条約を批准し、1998年6月に 「排他的経済水域および大陸棚法」を制定した(大陸棚は自 然延長論に立脚している)。200カイリ体制への移行にともな い隣国の日本,韓国と漁業協定を締結,あるいは改訂した。ベトナムとも漁業協定を結んだが,北朝鮮とは無協定状態である<sup>19)</sup>。北朝鮮は1977年に200カイリ宣言をしたので,それ以前に結んだ漁業協定が失効した状態にあり,中国側は従来どおりの漁場利用をしている(北朝鮮は漁業が未発達で,中国近海に出漁することはない)。

東シナ海・黄海は中国、日本、韓国などが入り会って利用 しているが、中国の漁業が急速に発展し、そのこともあって 韓国の漁獲量は1990年代に入ると増加から頭打ち、さらには 低下するようになった。日本は以前から減少する一方であっ た。東シナ海における国別漁獲量割合 (1998年) は、中国87 %,韓国11%,日本2%といわれる。この数字には韓国,日 本は沿岸漁業を含まず、中国は含むといった難点はあるが、 中国が圧倒的な割合を占めていることを端的に示している。 200カイリ体制に入る直前の同海域における国別「沖合」漁 獲量を我々が推計したところでは、中国250万トン、韓国63 万トン,日本36万トンとなり, EEZ (排他的経済水域) を 「中間線」で引くとすれば、中国は日本および韓国近海から 大量に閉め出されるか、規制されるとした。このため、中国 は漁業協定交渉において「実績確保」を目指した。また、 EEZの境界画定は、領土問題、大陸棚境界問題がからむため 棚上げとなって、両国との間に「共同利用水域」が設定され た。「共同利用水域」が広く、規制が少なければそれだけ中 国の「実績確保」につながる。

#### 2) 漁業協定の締結・改訂と入漁

#### (1) 中日新漁業協定

中日新漁業協定は1997年11月に署名されたが、実施協定が結ばれ、発効したのは2000年6月である。新協定ではEEZの他に東シナ海に「共同利用水域」である広大な暫定措置水域を設定し、また、EEZへの相互入漁を認めた。暫定措置水域の資源管理は、協定によって設置される中日漁業共同委員会が決め、双方が自国の漁業に対して措置することとなった。

この他、暫定措置水域以北の東シナ海に相手国の漁業利益を損なわないように中間水域を設ける、北緯27度 (暫定措置水域の南限) 以南の東シナ海には尖閣諸島があるため線引きをせず、従来通り双方とも自国の漁業法令を相手国漁船に適用しない、としている。

相互入漁の漁獲割当ては、当初からほぼ等量の約7万トンであったが、2002年から削減され、また完全に等量となった。2003年の中国漁船の日本水域での割当ては939隻、54,533トンとなった。このうち東シナ海は底曳網の1万トンで変化しておらず、削減されたのは日本海、太平洋のイカ釣りである。

さらに2003年には暫定措置水域での操業を1996年水準を目標にするとされ、暫定措置水域での共同管理が始まった。1996年は双方が200カイリ体制に移行した年で、その水域での操業実績は、日本側は1,000隻、10万トン、中国側は約2万隻、210万トンとされる。1996年以後、中国の漁獲量がさらに増加し、日本は減少しているので、実際には中国側の削減を意味している。

# (2) 中韓漁業協定

中国と韓国は1992年に国交を回復したが、1996年に双方が 国連海洋法条約を批准すると、EEZの境界問題などが話合われ、1998年11月に中韓漁業協定に仮署名した。しかし、中国 は韓国漁船の長江河口域での操業を認めないと主張したこと などで正式署名は2000年8月まで遷延した<sup>200</sup>。その後、2001 年に実施協定が結ばれ、6月に発効した。

漁業協定でEEZ、暫定措置水域、過渡水域が設定された。 水域別の取り扱いは以下のようである。 EEZへの相互入漁 を認める。 暫定措置水域 (主に黄海) では中韓漁業共同委 員会が資源の保護を決定し、双方が自国の漁業を管理する。

暫定措置水域を挟んで中国側と韓国側に過渡水域を設け、 そこでの漁獲量を同一にするように努力し、共同で管理、監 視する。過渡水域は協定発効4年後(2005年)に双方のEEZ に編入する。 暫定措置水域・過渡水域以北と以南の水域は、 自国の漁業法令を他国漁業に適用しないとした。

初年(初年は2001年7月から1年半の取り決めであるが、1年分に換算して示す)の中国漁船への入漁割当ては2,796隻,109,600トン,韓国側の過渡水域での操業が認められたのは2,704隻である。漁業種類別では底曳網(主に2艘曳き)が中心で、漁獲割当量の7割を占める。その他の漁業はまき網、流し網、イカ釣りで、このうちイカ釣りは日本海が漁場である。反対に、韓国漁船への入漁割当ては1,402隻、60,000トンで、中国漁船の入漁割当てよりかなり低い。2003年には中国漁船の入漁割当ては2,531隻、93,000トンにまで低下して(韓国側は不変)格差が縮小した。2005年からは双方の入漁隻数と漁獲割当てを等量にすることが決まっている。

#### (3) 漁業協定・入漁の特徴<sup>17)</sup>

日本,韓国との漁業協定は,国連海洋法条約に基づいた新 漁業秩序の形成を意味するが,過渡的な性格,特殊性をもっ ている。

東シナ海・黄海では、領土問題や大陸棚の境界画定ともかかわってEEZの境界画定が積み残しとなった。

双方との間に広い範囲の暫定措置水域,中間水域が設けられた。これら「共同利用水域」は,旗国主義に基づいており,相手国の規制は受けない。過渡水域は期限付きの暫定措置水域であり、また、北緯27度以南は適用除外となったし、2 国間の暫定措置水域などに第3国の現行漁業維持水域が重なっている。こうしたことは、漁業勢力が最大の中国にとって、相手国からの規制を緩和し、「実績を確保する」ことにつながった。これら「共同利用水域」は領土問題やEEZの境界画定ともからむので、その解消には長期間を要するであろう。

「共同利用水域」における資源の共同管理は遅々としている。中韓の暫定措置水域における資源管理は具体性がなく、中日の暫定措置水域は1996年水準を維持するとしたが、それは目標であり、自主規制である。1996年水準は資源の適正水準とは関係がない。さらに、現行漁業維持水域がオーバーラップするので資源管理はさらに困難となる。

相互入漁の漁獲割当量は、中国はそれまでの漁獲実績からすると大幅に削減されてスタートし、また等量主義に基づいて順次削減されている。漁獲割当量は日本との間では2002

年から、韓国との間では2005年から等量となる。

この2005年には、東北アジアの新漁業秩序は新たな段階に入る。韓国との間では過渡水域がEEZに編入され、相互入漁は完全に等量主義となる。日本との間では中国のイカ釣り入漁の「実績確保」の期限が終了する。日本のまき網入漁も実際には韓国側過渡水域での操業であって(中国からの漁獲割当てにダブルカウントされている)、過渡水域が解消すれば、中国からの漁獲割当てを減らすことが可能である。したがって、等量主義は漁獲割当量を大幅に減らす可能性がある。

相互入漁の割当量がそれぞれ5,6万トンに削減されるので,焦点は「共同利用水域」などの資源の利用配分と管理に終る

相互入漁の漁獲実績(2002年)は、中国は日本水域で13,000トン、韓国水域で17,300トンで、漁獲割当ての5分1に過ぎない(日本および韓国漁船の中国水域での漁獲実績はさらに低い。中国漁船が密集していて操業できないことが一因)。しかも東シナ海・黄海に限定すると、日本水域では1,000トン未満、韓国水域では13,500トンほどである。漁獲実績がかくも低いのは、入出域報告、漁獲報告の煩わしさ、漁船の装備が入漁条件を満たさないためと思われる。その分、「共同利用水域」への依存度が高まっている。

なお、台湾は、中日、中韓漁業協議において埒外に置かれ、 中国側から東シナ海・黄海における台湾の伝統的漁業権はな いとされた。中日新漁業協定において北緯27度以南は従来の ままとされたので、実質的な影響は小さい<sup>22)</sup>。

# 3) 漁業協定による影響23)

中日,中韓漁業協定の発効で,漁場の外延的拡大を続け, 日本や韓国の近海を「伝統漁場」としてきた中国漁業は大きな打撃を蒙った。とりわけ,中韓漁業協定と「外海」漁業が発達している浙江省の影響が大きい。

# (1) 漁場の縮小

中国は「外海漁場」の30%を喪失し、25%が制限を受ける。 漁場の縮小で、大量の漁船が黄渤海から東シナ海へ、「外海」 から「近海」に回航して、そこでの漁獲圧力を高め、資源の 破壊を加速する。それが漁獲競争の激化、漁業・海事紛争の 激化という悪循環をもたらす。黄渤海区の遼寧省は、両漁業 協定で黄海の伝統的漁場の4割を失う、そこは生産性の高い 漁場なので曳網漁獲量は5割減少すると見積もっている<sup>21</sup>。

#### (2) 漁獲高の減少

漁業生産への影響の程度は、推計者によって大きく違うが、 $2\sim2.5$ 万隻、 $63\sim120$ 万トン、 $50\sim80$ 億元としている。このうち浙江省は、中韓漁業協定発効以前は韓国水域で $6,200\sim7,000$ 隻が $20\sim22$ 万トン、韓国側過渡水域で $7,300\sim12,000$ 隻が35万トンを漁獲していたが、2001年に中央政府から同省に与えられた両水域での許可は1,700隻で、80%が撤収し、45万トン、25億元を失うとしている。江蘇省では2,000隻が「外海」漁場から撤退し、15万トン、8億元を失うとしている。

#### (3) 関連産業や漁区への影響

水産加工、漁業用資材製造、漁船修理、水産物輸出などが

直接的な影響を受け、それが商業、第三次産業にも波及する。 浙江省では約10万人の漁民、30万人余の漁業世帯人口に影響 が及ぶ。漁業中心地の舟山市の影響は大きく、第一次、第二 次、第三次産業合わせて市の総生産高の12.5%に相当する 14.4億元が減少し、3,000隻、3万人の漁民が転業あるいは 漁場転換を迫られる。漁民の収入は2003年には2000年に比べ て25%減少するとされる。

漁民収入の低下,漁業負債の増加は漁区の社会不安を高め,漁船の資産価値は暴落し、一部の漁民は破産し、債務をめぐって紛争が生じている。漁区の運営は漁業税などに多くを依存しているので、租税の減収で正常な運営が困難になるという問題も発生している。浙江省・寧波市は漁業協定の影響を漁場縮小40%、撤退漁船2,500隻、漁獲高減少10万トン以上、5億元以上(漁獲高の20%以上)、漁民の減収20%と推計している。

#### 5. 減船の取り組み

#### 1) 漁獲能力規制の失敗25)

5カ年計画ごとに漁獲能力の規制値が示されたが、達成されなかった。1987年、国務院は漁区を純漁業区、半農半漁区、農業区に区分し、総漁船数88千隻、366万馬力に削減すると通達したが、「七五期」末の1990年では漁船数は49%、馬力数は64%オーバーした。農業部は「八五期」(1991~95年)の馬力数を1,023万馬力に抑制する(漁船数の抑制指標はない)としたが、期末の馬力数は25%オーバーの1,276万馬力となり、漁船数は266千隻となった。農業部は「九五期」(1996~2000年)は「八五期」末の実勢を抑制指標とした。

抑制目標が達成されなかった政策的要因は,政府の抑制指標を漁区一律にした点にあったとみて,今後は地区ごとに差をつけ,半農半漁区,農業区の削減幅を大きくし,農業や養殖業あるいは第三次産業への移行を促すとした。そして,減船は,まず「三無」漁船の整理,次いで船齢の古いもの,破損した漁船の整理を行い,規制を強化する。抑制にあたっては市場原理(補償制度,課税,融資,基金)を導入するとしている。

「十五期」(2001~05年)は、漁業協定の発効により漁場が縮小したことで大幅な減船が課題になる。

#### 2) 漁船の現状26)

2000年に農業部は減船,漁船管理の強化を見据えて全国の漁船調査を実施した。海面動力漁船数(運搬船,養殖船などを除く)は244千隻,1,222万馬力であった。運搬船や養殖船を除けば,「九五期」の抑制目標値に近い数字になるが,除かなければいくらかオーバーする。漁船の増長速度が鈍化したのは,漁船管理が強化された結果というよりは,生産性の低下,漁業収入の停滞によるものであろう。

内訳は、木造漁船は隻数で86%、馬力数で62%、鉄鋼船は9%と36%を占め、FRP船や「その他」漁船は少ない。馬力数は20馬力未満が51%、20~59馬力が21%、60~199馬力が18%、200~599馬力が9%、600馬力以上は1%である。

船齢は、木造船、鉄鋼船とも15年未満が93~94%であって、1980年代後半以降に漁船建造ラッシュが続いたことを示している。

漁船数は広東、福建、山東、浙江の4省が多いが、そのうち浙江省は隻数は全体の14%、馬力数は30%で、大型船が多い。漁業種類からすると、小型漁船が多い釣り・流し網漁船が最も多いが、次いで多いのは曳網漁船で比較的大型船が多い。

海面動力漁船の許可証の取得状況は、「三証」(漁業許可証,漁船登録証,漁船検査証)を有しているのが隻数の52%,馬力数の75%で、「三証不斉」(1つでも欠ける漁船)と「三無」漁船(3つとも無い)が48%,25%であった。漁船の約半数が許可証を揃えておらず(とくに「沿近海」の小型漁船),漁獲能力規制の失敗が明らかである。「三証」を所持していない漁船が多い理由は、漁業許可を取得すると課せられる資源の増殖管理費を忌避するためだといわれる。その背景に取締りの不徹底がある。

#### 3)減船計画

「九五期」の漁獲能力の抑制目標は「八五期」末の実勢レベルとし、「三証」の発行と管理を通じて行うとしたが、中日、中韓漁業協定が発効して減船は不可避となった。削減目標は補償財源も関係するので、長期計画は立てられていない。適正な漁船勢力はどの位か、専門家による推計が行われている。海面漁船勢力(統計によって数値が異なる)と漁獲量の推移は、1980年は5万隻、240万KW、280万トン、1990年は24万隻、680万KW、550万トン、1999年は28万隻、1,220万KW、1,500万トンであるが、専門家は、1975年の3万隻、150万KW、300万トンが理想であるが、CPUEが低下する1980年代半ばの13万隻、360万KW、350万トンが実際的であるとみている<sup>27)</sup>。この漁獲量は「近海」なので、その後に発達した「外海」分を含めても、持続的漁業には大幅な減船が必須である。

2002年の減船目標は6,000隻, 転業漁民は5万人とした<sup>28)</sup>。 漁獲量「ゼロ成長」計画と「三無」・「三証不斉」漁船の整理 を結びつけて事業を推進する。中央財政部と共同して, 廃船 基準および補助金規定を策定し,漁業重点地区の転業を実施 し始めた。単純計算では,5年間続ければ3万隻となり,こ れは全海面動力漁船の1割強,漁業協定による影響を受ける 漁船数を上回ることになる。

## (1) 減船の基準と補助金

中央政府は過剰漁船の削減に向けて、2001年1月に「三無及び三証不斉漁船の整理整頓についての通知」(農業部)を出し、2000年の漁船調査で明らかになった「三無」、「三証不斉」漁船を淘汰し、漁業従事を禁止する、各レベルの漁政機関はこれら漁船に「三証」を発給してはならない、とした。

さらに、2002年5月に「漁業船舶廃棄暫定規定」(農業部・ 国家安全生産監督管理局)を公布して、登録漁船の廃棄船齢 基準(原則)を示した。それによると、船の長さによって違 うが、鉄鋼船は16~30年、木造船は13~20年としている (FRP船は一律30年)<sup>29)</sup>。 さらに中央財政部は、「海洋漁民の転業特別資金」を設け、 2002年8月に「海洋漁民の転業特別資金の使用管理暫定規定」 を出して、廃棄漁船に対する補助、転業漁民の就業、漁区の 経済発展、漁場環境の改善に対する補助を規定した。

減船の補助対象は、20KW以上の登録漁船、とくに底曳網、張網、その他漁業資源の破壊が著しい漁船で、廃棄証明を持つ漁船が対象となる。補助基準は馬力数によって異なり、例えば最小の20~40KWは15千元、最大の300~500KWは100千元としている<sup>30)</sup>。漁業経営の悪化で漁業用資産の評価額が低下しているとはいえ、補助額は低い。しかも登録漁船に限られる(「三無」漁船、「三証不斉」漁船は登録をさせて実施)。(2) 減船事業の実施

# 中央政府の減船計画への対応は東シナ海区と黄渤海区では 温度差がある。東シナ海区の省市は漁業協定による影響が大 きく、撤退する漁船数、転業が必要な漁民が多い。また、比

をく、撤退する漁船数、転業が必要な漁民が多い。また、比較的財政力が豊かで、減船事業の取り組みが早い。他方、黄渤海区は「近海」漁業が中心で、漁業協定の影響は比較的少ない、財政力が低い、海区内の経済発展が遅れていて、漁民の転業が難しいため、減船計画を立てていない。

東シナ海区の江蘇省は率先して減船計画を打ち出し、2002 ~06年の5カ年で3,500隻の海面漁船を削減する (廃棄漁船は2,500隻,養殖・加工・運搬船などに転換する漁船は1,000隻)。転業漁民は35千人である。

浙江省は同期間に7,500隻を減船 (廃棄漁船6,000隻, 転換漁船1,500隻) する。廃棄漁船の約半数は人工魚礁として利用する。転業漁民は45千人で, 海面養殖業, 遠洋漁業, 観光漁業, 運搬および海上運送, 他産業に振り向ける。

漁業協定による影響が大きい舟山市は、「十五期」の前3年間 (2001~2003年) は毎年約2億元の予算を立て、漁業構造の再編と漁民の転業を推進する<sup>31)</sup>。うち、4,500万元を水産養殖と種苗生産に、500万元を遠洋漁業に、4,000万元を高規格漁港の建設に、1,000万元を減船補助に、8,800万元を市県の漁業税の減少分の補填に、5,000万元を漁民の転業にあてる。

減船に関して、3年間は漁船の建造を禁止し、「三無」漁船と不法造船所を取締り、整理する。減船は毎年1,000 隻,転業漁民は5,000人とする。減船費用1,000万元を各市県に配分し、省と市県は減船費用を1:1で分担する。聞き取りによると、185馬力の漁船を減船する場合、平均8.6万元の補助が見込まれ、中央政府が6万元、舟山市と県区(舟山市には2区2県がある)が同額の1万元づつ、浙江省が5千元の負担割合という。

このように2002年から減船事業がスタートしたが、様々な問題を抱えている。補助金の財源不足によって長期計画が立てられないこと、地域によって財政力、転業の難度が違うこと、補償金の低さ、「三証」が揃っていない漁船は小型漁船が多いが、小型漁船を減船しても減船効果は十分あがらないこと、減船計画が順調に進んだとしても、それが漁業協定によって漁場を喪失した漁船を含めて過剰漁船の一掃につながるのか、といった問題を抱えている。

# 4) 張網の全廃32)

近海張網は資源破壊がひどいことから夏季休漁の対象となっているが、2000年には隻数を2,000隻以内にとどめ、2001年から毎年2割づつ削減し、5年間で全廃することにした(漁政漁港監督管理局「帆張網漁業管理暫定措置」)。張網の削減はいびつな漁業構造を是正することにつながるが、2万人余が係わることであり、有望な転換漁業がない、1隻あたり12~20万元の漁業資産をどのように補償するのか、漁民の負債整理(負債率は60%前後)をどうするのか、といった問題がある。上述した減船計画との関連も不明である。江蘇省呂泗漁区では張網を縮小、底曳網は維持、定置網とエビ曳網の増加、流し刺網とカニ篭の改良、鮮魚運搬船の発展を目指している。張網全廃計画の見通しは立っていない。

## 6. 東シナ海・黄海における新漁業秩序形成の課題

東シナ海・黄海における最大の漁業国である中国は、資源の悪化、漁業経営の悪化、200カイリ体制への移行による漁場の縮小という内憂外患を打破すべく、1990年代後半から夏季休漁制度の導入、200カイリ体制への移行と漁業協定の締結・改訂、減船事業への取り組み開始など持続的漁業に向けて大きく政策転換しつつある。その場合、中国の漁業統計は信頼度が低く、粗雑であることが漁業・資源管理の大きな障害になっている。

# 資源管理対策

大まかに資源の悪化に対して夏季休漁,200カイリ体制に対して減船計画という流れが出来てきた。しかし、いたるところで政策・計画と現実が齟齬している。とりわけ、5カ年計画と実態とのかい離が甚だしい。5カ年計画では漁獲能力の抑制、「沿近海」から「外海」へ、底層魚から中上層魚への漁場・対象魚種の移行によっていびつな漁業構造の改編を盛り込んだが、他方で進行した国営漁業から「大衆漁業」への転換で法執行力が低下し、政策目標がなし崩しとなった。「社会主義的市場経済」の矛盾が露呈したといってよい。

政策目標も一貫性を欠いている。5 カ年計画で漁獲努力量 や漁獲量の抑制を謳う一方で、漁業生産の目覚ましい増大が 容認、あるいは誇示された。各国の入り会い漁場で、中国は 低コストを武器に先進漁業国の日本や韓国に追いつき、逆に 圧倒していく過程、資源を乱獲しても漁獲量が増えている (フードチェーンの下降) 現状に資源の持続的利用と管理と いう目標が霞んでいった。生産力の増強を誇示する行政のトッ プに迎合するような漁業統計が作られた。

1990年代後半以降の200カイリ体制への移行,漁場の制約・縮小のなかで,資源の保護,持続的利用に向けた政策転換は不可避となったが,政策・計画の先行きは不透明である。この政策転換は,実際には過剰な漁獲強度の削減,大量の漁民の失業と転業問題であり,縮小再編の裏付けとなる財政力の欠如,従来の5カ年計画による漁獲能力の抑制が失敗したことから,その達成は容易ではない。夏季休漁は中国ならではの管理方式であり,効果もあって漁民に支持されているが,漁業法改正の柱になったTAC制度の導入は漁業統計の不備,

漁船,漁民,魚種,流通が多様なので実現できたとしても極めて限定的にならざるを得ず,大きな期待はできない。

#### (2) 2 国間漁業協定

2 国間で漁業協定が締結・改定され、それに基づいて行われる相互入漁は等量主義、具体的には中国漁船への割当量を削減して均衡を得ている。2005年から過渡水域がEEZに編入されたり、相互入漁が等量主義から縮小に向かい、焦点は漁業協定によって東シナ海・黄海に広く設定された2 国間の「共同利用水域」における共同の管理に移る。この「共同利用水域」は各国の漁業管理を不徹底なものとしている。「共同利用水域」では、管轄権は他国の漁船には及ばないので漁業管理が不徹底にならざるを得ない点は日本、韓国も同じだが、漁業が最大で、漁業規制によって漁獲量の削減が求められる中国とは意味合いが異なる。「共同利用水域」では2カ国の共同漁業管理委員会が決定した資源管理措置をそれぞれが「責任」をもって遂行する、とくに中国の実行を待つ以外にはない。

#### (3) 地域漁業機関の展望

中国以外では、日本はTAC制度と漁業の縮小、韓国は計画減船とTAC制度によってそれぞれ漁業管理を行っている。一方、資源はEEZや「共同利用水域」をまたがって分布し、回遊するし、漁業も線引きを超えて操業をしている。複数の国が関わる海域にあっては自国のEEZ内の資源管理だけでは不十分で、海域に視点を置き、地域国際機関による資源の持続的利用と合理的配分が必要であることはいうまでもない。

2 国間協定、協議による検討と着実な実行をベースにしながらも、2 国間の枠を超えたものについては多国間協議で検討されるのが望ましい。その場合、漁獲が最大であり、漁獲圧力も高い中国漁業の削減が焦点になる。中国は漁業コストが最も低く、国際競争力が高いことからしても積極的になれない背景がある。また、北朝鮮の参加や台湾問題があり、各国の漁業条件が異なり、中国の漁獲量の削減が焦点になる状況下で地域国際機関の設立と運営には非常な困難を伴うであるう。しかし、それが東シナ海・黄海における新漁業秩序形成の次のステップになることも疑いない。その前段階として、関係各国の漁業の現状と漁業管理の動向を客観的にとらえ、比較検討することが求められる。

#### 参考文献

- 1)全体を通じて、田士 金『中国東海底魚漁業管理制度の 沿革』(中華発展基金管理委員会,2001年12月),毛 徳 勝「東海・黄海における中国漁業の展開と漁業政策に関 する研究」(長崎大学大学院生産科学研究科前期博士課 程論文,2003年3月)を参照した。
- 2) 農業部漁業局「中国漁業統計」(書名や出版社は年によって異なる) は項目の変更、定義のあいまいさなどで使いにくく、生産量の統計は1997年から基準が変わり、それ以前の数値も「修正」されている。『中国漁業統計年鑑1998年』。また、統計の信頼度が低いことは、1999年に農業部が漁獲量「ゼロ成長」を目標に掲げた際、統計の

- 水増しを抑えることを言明していることでも示される。 蘭 伯隆「わが国漁業管理制度の確立に関する考察」 『中国漁業経済 2000年5号』pp.33-34
- 3) 陳 衛忠・密 崇道「東シナ海区の海洋漁業動態の10年 回顧」『十周年選集 1987~1997年』(東シナ海区漁政漁 港監督管理局) pp.27-41, 済 廷忠「遼寧省近外海漁業 の現状と提議」『中国漁業経済 2003年2号』pp.40,49
- 4)「外海」のエビ資源の開発事例として,王 友喜「福建 省東北部外海のエビ資源状況および開発利用の将来性」 「海洋漁業 2002年』pp.117-119, がある。
- 5) 東シナ海区漁政漁港監督管理局「東シナ海区における「九五期」の近海漁業の調整と管理計画」前掲『十周年選集』pp.16-26, 東シナ海区定置張網プロジェクトグループ「東シナ海区の張網漁業の調整と管理の改善に関する研究」『同上』pp.181-187
- 6) 張網漁具については『中国農業百科全書 水産業 上巻』 (農業出版社,1994年),『中国海洋漁具図集』(浙江科学 技術出版社,1989年)参照。張網の操業事例は,黄 斌 「啓東漁場における張網漁業の発展と現状および管理対 策」『中国水産』(2001年7月) pp.66,68
- 7) 兪 錫棠「舟山漁村体制の現状と改革の道」『中国漁業 経済 2000年 2号』pp.15-18
- 8) 張 一平「呂泗漁区の8大問題と4つの解決策」『中国漁業経済 2001年6号』pp.32-34,同「啓東市の減船転産事業」『中国漁業経済 2002年3号』pp.36-38,Wu Zhenyuan「舟山漁業経済構造の再編戦略に関する研究」『現代漁業通信 第16巻2号』(2001年2月)pp.17-22,尤 永生・呉 祥明・方 佩儿「浙江省の漁民収入および負担状況の調査と考察」『2000年全国漁業経済政策調査研究論集』(農業部漁業局,2000年12月)pp.136-140,舟山市普陀区水産局「確信をもって普陀漁業の持続的発展を促進する」『同上』pp.159-164,陳 松涛「東シナ海区の漁民の税負担調査」『同上』pp.54-61,『中国漁業年鑑 2001』。
- 9) 神谷 豊『中国における漁業関係法令と漁業政策』(全 漁連,2001年4月),前掲「東シナ海区における「九五 期」の近海漁業の調整と管理計画」
- 10)「漁業許可管理措置法」農業部ホームページ。
- 11)「楊 堅局長談 わが国漁業発展の形勢と任務」『中国漁業経済研究 1999年2号』pp.6-10,「楊 堅局長の2000年海区漁政漁港監督管理局工作会議での講話」『中国漁業年鑑 2001』pp.263-268
- 12)「中華人民共和国漁業法」『中国漁業経済 2001年1号』 pp.4-6,楊 堅 (農業部漁業局長)演説「全面的に新漁 業法を実行し、21世紀の漁業発展を推進する」(2000年)。 なお、海洋環境保護法は海洋環境汚染を防止し、漁業水 域環境と海洋生物資源の保護を規定した法律で、国の漁 政漁港監督管理機構が主管する。
- 13) TAC制度の実施を提案したものとして, 蘭 伯隆「黄 渤海におけるカタクチイワシとサワラの漁獲可能量 (TAC) 管理試験実施の提案」前掲『2000年全国漁業経

済政策調査研究論集』pp.47-49, がある。TAC制度が実施されていない原因として、最近、資源研究が大きく後退し、科学的なTACの設定が困難、漁業統計の不備、漁政管理機能の低さ、国の法執行力、漁民の遵法意識の低さ、漁業協定が発効し、漁獲競争が激化した、ことがあげられている。韓、戦涛・劉・樹金「漁獲可能量制度実施上の課題」『中国漁業経済 2001年6号』pp.37-38

- 14) 農業部「中国夏季休漁」(パンフレット, 2001年10月), 『中国農業年鑑 2000』
- 15) 東シナ海区ではタチウオの産卵親魚の保護区設定, キグチ, フウセイの主漁場である呂泗漁区において産卵期を休漁としている。張 道波「東シナ海区の漁業資源, 環境観測と保護事業の回顧」『海洋漁業 2002年』 pp.126-129
- 16) 徐 漢祥「夏季休漁制度の効果分析」(日中韓水産研究 交流講演会「東シナ海・黄海における資源管理と栽培漁 業の推進」,2002年9月,長崎市),王 徳芬「休漁制度 を改善し,休漁効果を高める」『中国漁業経済 2002年2 号』pp.11-12
- 17) 高 健・張 相国「帆張網漁業の経済効率と漁業生産」 『中国漁業経済 2001年5号』pp.26-29
- 18) 拙著「東シナ海・黄海における漁業の国際的再編と200 カイリ規制」『漁業経済研究 第42巻第2号』(1997年10 月) pp.57-87
- 19) 北朝鮮との間では、1959年に中朝黄海漁業協定を結んでいたが、1977年に北朝鮮が200カイリ経済水域を設定した時点で新漁業協定が合意に至らず、以後、無協定状態になっている。『中国漁業年鑑 2001』(中国農業出版社)
- 20)「中華人民共和国政府と大韓民国政府の漁業協定」『中国 水産』(2001年5月) pp.5-8
- 21) 拙著「日本の新海洋レジームと漁業管理 日中韓のトライアングルの中で 」『地域漁業研究 第42巻第1号』(2002年1月) pp.71-83, 神谷 崇「東シナ海における漁業管理の現状と今後の取り組みについての一提言」『東シナ海漁業新戦略設計・開発事業報告書』(平成15年

- 3月, マリノフォーラム21) pp.47-63。
- 22) 前掲『中国東海底魚漁業管理制度の沿革』pp.56-57
- 23) 浙江省海洋漁業局「規制と奨励を組み合わせて漁獲漁民 の転産転業を積極的に推進する」『中国漁業経済 2002年 6号』pp.6-7,楊 堅・李 彦亮・陳 家勇・楊 子江 「沿海漁民の転産転業状況調査の報告について」『中国漁 業経済 2001年6号』pp.5-6,「寧波市海洋漁業構造の調 整と転業に関する調査研究報告」『中国水産』(2001年2 月) pp.16-18
- 24) 前掲「遼寧省近外海漁業の現状と建議」
- 25) 李 通「2つの抑制指標の実施を強化し、漁獲量ゼロ成長を実現する」中国水産科学研究院・中国水産総公司編『21世紀に向けた全国漁業経済研究討論会文集』(1999年12月) pp.117-119, その他、浙江省の影響と対応については、尤 永生・方 佩儿「海洋漁獲漁民の転産転業問題に関する探求」『中国漁業経済 2003年2号』pp.17-19
- 26) 劉 捷「わが国漁船の現状,問題および対策」<sup>1</sup>現代漁 業通信 第16巻第7号。(2001年7月) pp.7-12
- 27) 李 明・賈 復・朱 端源・陳 龍「中国近海漁船隊の 合理的規模に関する考察」『大連水産学院報 Vo.16, No. 2』(2001年6月) pp.146-149
- 28) 「農業部漁業局の2002年の重点政策」(2002年2月), 同局のホームページ。
- 29)「漁業船舶廃棄暫定規定」『中国水産』(2002年6月) pp. 8-9,「三無及び三証不斉漁船の整理整頓に関する通知」『中国水産』(2001年3月) pp.6-7, 包 盛清「わが国が実行している漁船廃棄制度の情況と必行」前掲『21世紀に向けた全国漁業経済研究討論会文集』pp.105-109
- 30)「海洋漁民の転産転業特別資金使用管理暫定措置」農業 部ホームページ。
- 31) 前掲「規制と奨励を組み合わせて漁獲漁民の転産転業を 積極的に推進する」pp.6-7, 趙 治中・江 明方「舟山 における減船減員の現状と問題点及び提案」『海洋漁業 2002年』pp.111-113
- 32) 陳 啓明「帆張網漁業削減事業実施に対する提言」「中 国漁業経済 2002年3号』p.41,前掲「呂泗漁区の8大 問題と4つの解決策」